

令和4年度事業計画

I 方針

令和4年度についてもコロナ禍が継続すると思われることから、引き続きコロナ感染防止策に万全を期しつつ奉仕会業務を運営する。この際、環境省の千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理事務所との緊密な連携に留意する。

業務実施にあたっては、第1に戦没者崇敬に関する思想の普及のため、奉仕会主催の秋季慰霊祭を厳粛に実施し、拝礼式、遺骨引渡式などの行事、諸団体の行う慰霊行事並びに一般参拝者などへの着実な支援を行うとともに墓苑の普及広報のため広報紙「千鳥ヶ淵」、ホームページ等による的確な情報の提供を行う。

第2に国が行う墓苑の維持管理等の業務に積極的に協力する。

第3に奉仕会業務の綿密、着実な運営を図る。

この際、中長期的な課題に対応するため、令和3年度末に一案を得た中長期事業計画に基づく業務を逐次開始する。

II 戦没者崇敬に関する思想の普及

1 秋季慰霊祭の実施

10月18日(火)、皇族殿下のご臨席を仰ぎ、奉仕会主催による秋季慰霊祭を厳粛に実施する。この際、戦没者の遺族・戦友等は勿論、遺族・戦友会の子、孫その他の団体等、特に継承世代(※)の参加促進を図る。

また、コロナ禍が継続している場合には、昨年度に引き続き国及び東京都が示すガイドライン等に準拠して行う。

※継承世代：戦争体験並びに戦没者慰霊を引き継いでいく世代

2 国・諸団体による慰霊行事並びに一般参拝者への支援

(1) 厚生労働省主催等の「拝礼式」「遺骨引渡式」の支援

5月30日(月)に予定される拝礼式及び年間を通じて行われる遺骨引渡式を支援する。

(2) 諸団体による慰霊行事並びに一般参拝者への支援

諸団体が行う慰霊行事並びに一般参拝が、厳粛かつ整齊円滑に行えるよう引き続き参拝者ファーストの精神で支援する。特に諸団体の慰霊行事の実施にあたっては、2月下旬に開催予定の調整会議を通じて、準備を周到にするとともに、施設使用の申請段階から実施に至るまでの間、綿密な情報提供、必要な物品の貸し出し等積極的に支援する。この際、オンライン中継支援等による更なる支援に留意する。

但し、コロナ禍が継続している場合には、調整会議に代え資料送付により認識の共有を図る。この際、各慰霊団体には送付する資料のうち「各慰霊団体の慰霊祭の斎行にあたっての留意事項」に十分に配慮して行うよう要請するとともに、国、東京都のガイドラインに則り行うよう依頼する。このため、新たに感染状況に応ずる慰霊行事の参加者上限数（緊急事態宣言中：350名、蔓延防止等重点措置：700名、前記以外：1000名）を示すこととした。

また、参拝を行う団体を増加するため、コロナ感染状況を勘案しつつ、参拝頻度の増加依頼や新たに参拝する団体の開拓に努める。

(3) 墓苑献花台の献花奉仕を支援

帝国華道院研究部による毎週（冬期は隔週）の献花台への献花を支援する。

(4) 春・秋の奉仕茶会の行事に協力

千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕茶会による春、秋の奉仕茶会はコロナ感染防止のため中止が決定されており令和4年度の協力は無い。

3 墓苑の普及広報

奉仕会が行う各種広報事業においては、コロナ感染防止に最大限配慮しつつ実施する。この際、HP、SNS等のインターネットの利用を重視する。

(1) 広報紙「千鳥ヶ淵」の発行、配布

2ヶ月毎、4ページ・タブロイド・カラー版、7千部を発刊し、奉仕会会員等、関係省庁、国会図書館、各都道府県庁・同遺族会、戦友会、篤志団体等に配布並びに参拝者用に苑内に準備する。内容は奉仕会主催の秋季慰霊祭、厚労省主催拝礼式、遺骨引渡式、諸団体により行われる慰霊行事、一般参拝者の状況、その他戦没者に対する慰霊奉賛活動、遺骨収集に関連する活動等幅広く墓苑内外の各種の情報を提供し、墓苑の普及広報とともに戦没者慰霊奉賛の機運を醸成する。

(2) ホームページによる広報

これまでのHPの様式を抜本的に改修するため、その準備に着手する。改修までの間は現在のHPを引き続き運用し、墓苑の行事、奉仕会の活動状況、特に、関連行事の動画も掲載し理解の促進を図る。また、環境省の管理事務所と協力して墓苑内の植物・小動物等を紹介し、より親しみやすいものにして幅広く一般国民に対して広報の実を上げる事に努める。更に、墓苑の魅力について再発見して発信するため、陶棺、さざれ石、大賀ハス、御製碑等を深掘りしたものを掲載する。

なお、引き続き外国人に対する墓苑及び奉仕会に対する理解を得るた

め、会員（タイ国籍女性ボランティア）による支援を得つつ英語版のウェブサイト運営する。

(3) SNS の活用による広報

コロナ禍に鑑み、引き続き当会理事が YouTube に墓苑参拝動画「Online 参拝」を更新しつつアップロードし、来苑できない参拝者への便宜を図る。また、YouTube、Instagram を運営する会員（北海道在住）と連携し、墓苑で催される行事、墓苑内施設、四季の彩り等について情報を発信する。

(4) 参拝者等に対する周知説明による広報

団体及び一般参拝者に対して積極的に案内、説明して墓苑の周知理解を図り広報紙等を配布、利用するなどにより理解の促進に努め、併せて会員への入会を勧誘することを計画・実施する。

(5) 広報展示システムの活用

休憩所内の広報展示システムの本格的な墓苑紹介コンテンツの作成について、動画及びスライド等により墓苑及び奉仕会の紹介を行い、参拝者の墓苑及び戦没者慰霊に関する理解の促進を図る。なお、本格的な墓苑紹介コンテンツの作成については、中期的な観点から検討するも、参拝者の来苑状況により判断する。

(6) 前屋におけるパネル展開催による広報

桜の開花時期、春秋の彼岸時期、終戦の日及びその前後、秋季慰霊祭等人が集まる時期に前屋においてパネル展を開催する。なお、協力団体、希望する団体へパネルを貸出し、墓苑、戦没者慰霊の理解の促進を図ることを計画する。この際、前屋における常設展示するかについて検討に着手する。また、実施にあたり他の関係団体との連携に留意する。

(7) 講演による広報

墓苑参拝の要請を行うとともに会員勧誘の機会とするため、各関係団体の総会・集会時において、コロナ感染防止に留意しつつ奉仕会理事等による講演会を計画する。

(8) マスコミ等の活用

秋季慰霊祭、パネル展示等奉仕会主催の行事について、マスコミ、千代田区観光協会 HP 等を通じ積極的に情報提供を行うことを計画する。この際、関係する省庁の記者クラブへの働きかけに留意する。

(9) 前屋における墓苑広報写真及び休憩所でのパネルの常設展示

墓苑を訪れた一般の参拝者等に対して、墓苑の概要、戦没者慰霊の各種施策等を紹介し、参拝者の理解に資するため、前屋に秋季慰霊祭、厚労省主催行事並びに各種団体等の行う慰霊行事等の写真を展示し、また、

休憩所内に墓苑広報パネルを展示する。

(10) その他の各種広報等

参拝者に対する広報用パンフレット、奉仕会への入会案内を休憩所等に設置するとともに、広報紙に入会依頼を適宜掲載する。この際、前屋にも同様のものを設置するかについて管理事務所と調整しつつ、主として費用対効果の観点から検討する。

III 国が行う墓苑の維持管理等の業務に積極的に協力

- 1 六角堂周辺、特に墓前及び休憩所の清掃・整理整頓を毎朝および日中適時に積極的に行い清新な参拝等に協力する。
- 2 墓前に参拝者用の慰霊献花のための菊花を準備、管理する。
- 3 休憩所等に保管する図書及び資料の整理整頓並びに閲覧案内、図書閲覧者記録簿の管理を行う。

IV 奉仕会業務の綿密、着実な運営

1 中・長期的課題の解決策の遂行

令和3年度に検討した中長期事業計画のうち、実施可能な事業については逐次具体化するとともに、令和5年度以降に実施を予定する事業については本年度中に実施の可否、実施要領について結論を出す。この際、コロナ禍の状況を勘案しつつ、減少の一途をたどっている参拝者数や会員数の増加に関する事業の検討を優先する。

別紙 中長期計画検討項目

2 戦史資料の収集整理及び調査研究

- (1) 大東亜戦争や遺骨収集、戦没者慰霊等に関する各種資料の収集整理を行い、広報紙の関連記事として掲載するほか、成果を蓄積・保管する。
- (2) 遺族、参拝者等の要望に応じ、戦闘戦史・部隊史等に関する調査・研究を行い必要な情報を提供する。

3 各種会議の開催

(1) 理事会・評議員会

第1回通常理事会を4月14日(木)、定時評議員会を5月12日(木)及び第2回通常理事会を令和5年2月中旬に実施する。この際、感染状況を勘案しつつ、極力、対面方式による会議の開催を追求する。

(2) その他各種会議

参与会を厚生労働省主催の「拝礼式」の終了後に実施する。この際、当日の議題とは別に、中長期事業計画についても意見聴取する。

慰霊行事实施団体の参加による慰霊行事調整会議を、令和5年度の行事開始前の2月下旬頃に開催して、各団体等の行事实施に関する諸調整を行う。

4 献花用の菊花及び飲料等の準備

参拝者用に墓前に菊花、休憩所に飲料水、土産品等を準備販売する。

5 奉仕会の基盤充実

奉仕会会員の増勢及び助成金の獲得等の努力により会の運営基盤の充実を図る。特に、他の戦没者慰霊奉賛団体等との連携、協力支援を得て、奉仕会業務の広報とともに、幅広く会員の増勢を図り基盤拡大に努める。この際、会費等の振り込みが容易になる「ゆうちょダイレクト」利用の拡充、新規会員の入会促進のためのオリジナルグッズの製作、新たな法人スポンサーの獲得について検討する。

また、令和3年度と同様に、献花料収入等収益事業収入の激減が想定される中、政府等の補助金支給等の要件に該当する場合にはこれを申請する。

6 テレワークの実施

コロナ禍が継続している限り、令和2年度に開始した理事の勤務態勢を半減以下とする在宅勤務(テレワーク)を継続して実施する。この際、必要に応じてWeb会議システムZoomを利用した会議を実施する。

7 諸規程の見直し等

時宜に応じた奉仕会規則類の見直しを行う予定である。この際、「働き方改革」に関連する見直しを優先する。

(了)